

【新型コロナウイルス関連のお知らせ】

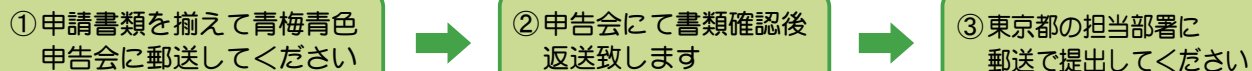
新型コロナウイルス関連の協力金等が国や都から支給、助成される制度が多く出てきておりますので、いくつかご案内させていただきます。詳細につきましては各種ホームページ等でご確認ください。(5月14日までの情報です)

東京都感染拡大防止協力金

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、東京都は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業をされている方へ4月16日～5月6日まで休業や営業時間の短縮の協力の要請をしました。これに伴い、休業等の対象となる施設を運営されている方に対して「東京都感染拡大防止協力金」が支給されます。

- 支給額 **50万円** (2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円)
- 対象者 **休業等の対象となる施設を運営されている方で、休業等に全面的に協力いただける個人事業主**
- 受付期間 令和2年4月22日(水)～6月15日(月)まで
- 申請方法 オンライン申請、または書類での申請

〈書類での提出の場合の流れ〉



■申請書類

- ①東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書
 - ②誓約書(必ず自署をお願いします)
 - ③緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類
 - ・営業活動を行っていることがわかる書類(令和元年の申告書第1表のコピー等)
 - ・業種に係る営業に必要な許可等をすべて取得していることが分かる書類(飲食店営業許可、酒類販売業免許等)
 - ・本人確認書類(運転免許証、保険証等)
 - ④休業等の状況がわかる書類
お店の外観全体写真、店頭ポスターを印刷してご提出ください(休業を告知するHP、チラシなどでも可)
 - ⑤支払金口座振替依頼書
 - ⑥返信用封筒(青色申告会からの返信用)
住所を記載し切手を貼ってください
- ※申請用紙はインターネットから印刷するか、市区町村都税事務所にございます

Q、飲食店をやっていますが対象でしょうか？

飲食店の場合、夜22時まで営業していた店舗が、夜20時までの営業に短縮するなど、朝5時から夜20時までの間の営業に短縮した場合(休業)に対象となります。

Q、4月11日から休業していないと、協力金は支給されないのですか？

少なくとも令和2年4月16日から5月6日までの全ての期間において休業(飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮)をしていれば対象となります。

Q、施設を運営していないが、個人事業主として休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

休業などの要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は対象となりません。

申請要項、対象施設、申請書類など詳しくは専用ポータルサイトをご覧ください

<http://www.tokyo-kyugyo.com>

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター
電話：03-5388-0567
受付時間：午前9時～午後7時まで(土、日、祝日も開設)



東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、東京都では、特にゴールデンウィーク期間を含めたSTAY HOME週間において、感染リスクの徹底した低減への取組を展開してきました。こうした中、感染拡大防止をより一層強化するため、自主的に休業いただいた、個人事業主の理美容事業者に対して、「東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金」が支給されます。

- 支給額 **15万円** (2事業所以上で休業に取り組む事業者は30万円)
- 対象者 **令和2年4月30日～5月6日までの全ての期間において、自主的な休業を行った方**
- 受付期間 令和2年5月7日(木)～6月15日(月)まで
- 申請方法 オンライン申請、または書類での申請

■申請書類

- ①東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金申請書兼事前確認書
その他は「東京都感染拡大防止協力金」の②以降と同じ書類をご用意いただき、同じ流れでの申請となります。

申請要項、対象施設、申請書類など詳しくは専用ポータルサイトをご覧ください

<https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html>

事業転換支援事業

都内で飲食業を営む方が、新たにテイクアウト、宅配、移動販売を始め、売上を確保する取組に係る初期経費等の一部が助成されます。詳しくは「東京都中小企業振興公社 業態転換支援事業」をご覧ください。

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくために、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

- 給付額 上限 **100万円** (個人事業主)

〈給付額計算方法〉

前年の総売上(事業収入)-(前年同月比50%以下となる任意で選択した月の売上×12)

※上記計算方法の他にも特例の計算方法もございます

- 対象者 (1)2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。
(2)2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(以下「対象月」という。)**があること。

- 受付期間 令和2年5月1日(金)～令和3年1月15日(金)まで

- 申請方法 **オンライン申請** (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)

“持続化給付金ホームページ”をご覧ください、申請ボタンより申請をしてください。
※パソコンがなくてできない等の方のために「申請サポート会場」が設置される予定です。

民間金融機関における実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年融資が拡大されます。あわせて、信用保証(セーフティーネット保証4号、5号、危機関連保証)の保証料が半額又はゼロになります。詳しくはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

青梅税務署からのご案内

・納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合、税務署に申請することにより納税が猶予されますので、税務署にご相談ください。

現行の猶予の要件(幅広い方が認められます)

- ・一時に納税により、事業の継続・生活維持を困難なおそれがある。
 - ・納税について誠実な意思。
 - ・納期限から6か月以内に申請書がある。
 - ・猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。
- (注)1 担保の提供が明らか可能な場合を除いて担保は不要です。
2 すでに滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

現行の猶予が認められると・・・

- ・原則として1年間納税が猶予されます。(資力に応じて分割納付となります)
- ・猶予中は延滞税が軽減されます。(通常年8.9%→軽減後年1.6%※)
※令和2年中における延滞税の利率

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に

『特例(特例猶予)』が創設されました

延滞金
なし

1年間
猶予

無担保

特
例
猶
予
の
要
件

- ・以下の①、②のいずれかも満たす方が特例の対象となります。
①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入(注)が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
②一時に納税することが困難であること。
- ・令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税(猶予中のものも含みます)についても、遡って特例を適用することができます(法律の施行から2か月間に限ります)。
- (注)収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

猶予制度に関するお問い合わせについては、「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

【受付時間】9:00～17:00(土日祝日除) 【電話番号】東京国税局:03-6672-3503(東京都)

・個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱いについて

課
税
(事業所得)

- ・持続化給付金
- ・東京都の感染拡大防止協力金
- ・雇用調整助成金 など

非課税

- ・特別定額給付金
(新型コロナ税法4条一号)など

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください